

明新地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、明新地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、明新地区内の住民が、全て健康で文化的で楽しい生活を営むことができるように、住民が協力して地区全体の社会福祉の増進に努め、明るく豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立。
2. 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動協力。
3. 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践。
4. その他、本会の目的達成に必要な事項。

第3章 組 織

第5条 本会は、明新地区内に居住する住民世帯を以て組織し、次の委員で構成する。

1. 福祉委員
2. 自治会型デイホーム運営委員
3. 保健衛生推進委員
4. 放課後児童会（クラブ）運営委員
5. わかばよろず茶屋運営委員
6. 民生委員・主任児童委員
7. 明新地区諸団体の代表者（招聘者）
8. 本会に賛同する地区の有志

第 6 条 本会の事業運営のために、次の委員会を置く。

- 1.老人福祉委員会
- 2.児童福祉委員会
- 3.広報委員会
- 4.食事サービス委員会
- 5.自治会型デイホーム委員会
- 6.企画運営委員会

第 4 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
理 事	若干名
事務局長	1 名
事 務 局	若干名
会 計	1 名
監 事	2 名

第 8 条 会長・副会長・事務局長・事務局・会計は、理事会において選出し、総会において承認を受けるものとする。

理事は、第 5 条に定める各委員より役員会で選出して会長が委嘱する。

監事は、理事の中から理事会において選出し、総会において承認を受ける。

第 9 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

事務局長は、会長の命を受けた会務を処理する。

会計は、予算及び決算などの会計事務の一切を処理する。

監事は、会計及び業務の執行を監査する。

第 10 条 役員・理事の任期は 2 カ年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、任期満了後であっても、後任者の就任までその職務を行う。

第 11 条 本会に顧問を置くことができる。会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じ、又は会議に出席し、意見を述べることができる。

第 5 章 福 祉 委 員

- 第 12 条 福祉委員は、各自治会において選出し、会長の推薦を受けて福井市社会福祉協議会長が委嘱する。
- 第 13 条 福祉委員の任期は2カ年とする。

第 6 章 会 議

- 第 14 条 本会の会議は、総会・役員会・理事会・委員会とする。
- 第 15 条 総会は、理事、福祉委員、保健衛生推進委員、デイホーム運営委員、放課後児童会（クラブ）運営委員、わかばよろず茶屋陰影委員を以て構成し、毎年4月に開く。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。役員会は、会長・副会長・事務局長・事務局・会計・監事を以て構成し随時開く。但し、必要に応じて招聘理事・各事業委員長・各構成委員長の出席を求めることが出来るものとする。委員会は、各種委員会の委員を以て構成し随時開く。
- 第 16 条 総会において次の事項を審議する。
規約の改正・事業計画・事業報告・予算・決算に関する事項・役員の承認・その他重要事項。
- 第 17 条 理事会において審議する事項は次のとおりとする。
総会に付議する事項、その他事業執行上必要と認める事項。

第 7 章 会 計

- 第 18 条 本会の会計は、助成金・補助金・寄付金・その他の収入を以て充てる。
- 第 19 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終わる。

附 則

この規約は、昭和51年 3月21日より実施する。

昭和51年	5月 1日	一部改正
昭和54年	4月11日	一部改正
平成 9年	4月24日	一部改正
平成13年	4月21日	一部改正
平成13年	5月22日	改正
平成14年	4月17日	改正
平成18年	5月 2日	一部改正
平成19年	5月11日	一部改正
平成20年	4月30日	一部改正
平成21年	4月17日	一部改正
平成22年	4月23日	一部改正
平成28年	3月29日	一部改正
平成30年	4月25日	一部改正

運 営 細 則

- | | |
|-------|--|
| 第 1 条 | 第3章・第6条の各委員会の委員長は事業の企画・運営にあたる。 |
| 第 2 条 | 第5章の福祉委員は、福井市長より委嘱の保健センター・保健衛生推進委員を兼務することができる。 |
| 第 3 条 | 第6章会議の総会及び理事会は、会長が議長を務める。 |
| 第 4 条 | 第8条の会長・副会長・事務局長・事務局・会計・監事の選任は、招聘理事と各事業委員長・各構成委員長を選考委員とする選考委員会において協議して理事会にはかる。選考委員の中より選考委員長を選出する。 |

この運営細則は、平成22年 4月23日より施行する。
平成28年 3月29日 一部改正